

## 都市計画道路 大西大通り線（第一工区）に係る 都市計画事業の認可申請について

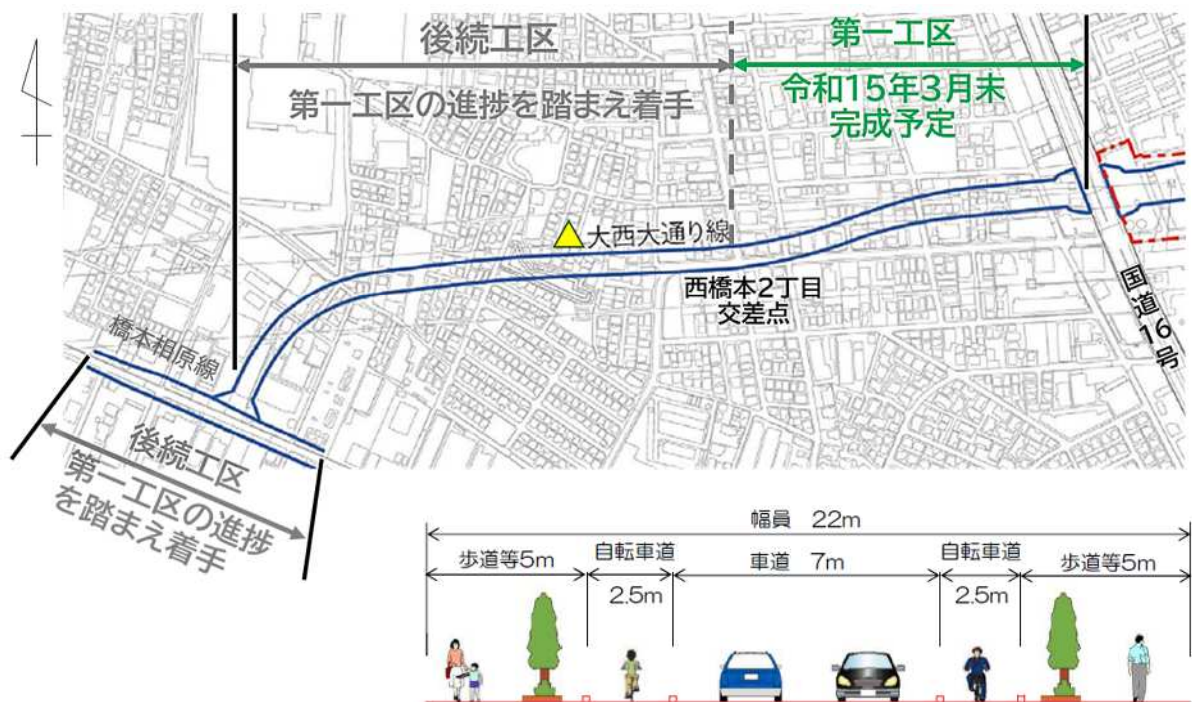
相模原市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の開業を見据えた橋本駅周辺のまちづくりを進めており、圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能の向上や周辺道路の交通の円滑化などを図るため、都市計画道路 大西大通り線の整備に向けて取り組んでいます。

このたび、同路線のうち第一工区について、令和8年5月22日（金）に都市計画法に基づく都市計画事業の認可申請を行うこととしましたのでお知らせします。

### 1 申請を行う事業の概要（第一工区関連）

|        |   |
|--------|---|
| 事業名    | 相模原都市計画道路事業 3・3・8号大西大通り線                    |
| 施行者    | 相模原市  |
| 申請先    | 神奈川県  |
| 事業地    | 相模原市緑区西橋本二丁目地内ほか<br>(国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間) |
| 整備概要   | 延長：全体路線（約920m）のうち約360m<br>幅員：22m（2車線）       |
| 事業施行期間 | 事業認可の告示の日から令和15年3月31日まで                     |

(参考) 概略位置図及び代表幅員構成図



※後続工区は、第一工区の進捗を踏まえて事業認可申請を行う予定です。

## 2 事業認可の趣旨

都市計画事業の認可は、都市計画に定められた道路等の都市施設について、施行者、事業地、設計の概要、施行期間等を明確にした上で、都市計画事業として実施するための法定手続です。

認可後は、事業の施行を円滑に進めるため、事業地内における土地の形質変更・建築物の建築や工作物の建設等についての許可のほか、土地の有償譲渡に関する届出が必要となるなど、都市計画法に基づく法的制限等が生じるとともに、土地収用法の規定が適用されることとなります。

## 3 認可申請にあたって

先行して整備に取り組む第一工区について、都市計画法に基づく事業認可を受けることで、計画的かつ着実な事業推進を図ってまいります。

関係権利者の皆様に対しては、引き続き、戸別訪問などを通じて丁寧に説明を重ねるとともに、生活再建に関する相談や移転先確保に向けた支援など、不安軽減に努めてまいります。

## 4 今後の予定

事業認可がなされた場合、都市計画法の規定に基づき、市において、関係権利者の皆様に対する事業地内の法的制限等の周知や近隣住民の皆様に対する事業概要の説明及び意見聴取等を行ってまいります。

問合せ先

リニアまちづくり課

直通電話 042-707-7047